

日本共産党 目黒区議会議員

こんにちは

いも かわ

芋川 ゆうき

区政報告

いも お芋の「芋」に3本「川」
100%「ゆうき」

45号

住所：目黒区南3丁目在住 TEL：090-4206-2048

ツイッター・facebook公開中！お問い合わせ☒ <imokawa007@gmail.com>

教員の変形労働制

そもそもどんな制度？かつ今後の展開は？

制度のポイントは

「一日八時間労働」の原則崩す制度。ただし完全な選択制

2019年12月4日「過労死が増える」
「先生を続けられなくなる」などの強い反対の
声押し切って、国は公立学校の教員に「一年
単位の変形労働時間制」を導入可能とする法律
(改正教育職員給与特別措置法)を強行成立さ
せました。2020年は、各自治体で制度導入
の是非が争われます。

そもそもどんな制度？

「一年単位の変形労働時間制」とは、労働基準
法三十二条の四で定められた働き方で、ポイント
を絞って説明すると次のようなものです。

①「一日八時間労働」の原則を崩し、繁忙期と
閑散期を設定したうえで、繁忙期の所定労働時間
を伸ばし(最大1日11時間)、閑散期の所定労働
時間をその分短くします。

→人間は寝だめや食いだめはできません。働く者
の健康と生活にとって問題のある制度です。

②過酷な労働条件であるため、▽過半数労働者
の合意(労使協定)なしには導入不可、▽労働者
の予定が立てられるよう、あらかじめ一人一人の
労働日と各労働時間を書面で決める、などが定め
られています。厚生省通知では「恒常的な残業が
ないことが導入の前提」ともされています。

③公務員は適用除外でしたが、今回の法改正で
教育職員に限って適用可能としました。公務員な
ので労使協定による制度導入はできず(条例主
義)、都道府県あるいは政令市の条例制定で実際
に導入できるようになります。

④公立学校での運用目的は「夏の休日のまとめ
取り」に限定されます。法律にはありませんが、
省令に書き込まれます。閑散期は勤務時間をゼロ
にして休みとし、具体的には5日間程度の休みが
想定されています。

⑤制度は完全に選択制です。つまり都道府県等
が条例を定めるかどうか、条例ができたもとで
個々の自治体や学校が導入するかどうか、いず
れも自由です。また、各学校で導入するかどうか
は毎年度決めます。

一番大事な「現場の声」は 実際どうなのか？

「こんな制度を入れられたら 教員を続けられない」

もともと社会が解決すべきは、平日1日平均1
2時間近いという教員の異常な長時間労働です。
「変形労働時間制」はその平日の所定勤務時間
を長くする制度です。そのようなものを導入して
問題が解決するはずがないのです。

端的に言えば、制度を導入して退勤時間を一時
間以上遅くすれば、先生たちの帰る時間も遅く
なる危険が高まります。

こう言えば、行政は「あれこれの改善をおこな
うから心配は当たらない」と答えると思いますが、
それは机上の空論です。勤務時間はどうか、
子どものお迎えや、みずからの通院など生活時間
はどうか、現場で働いている者が一番よく
知っています。これから現場は、新学習指導要領
の実施で業務量が増えます。

(道徳の所見、小学校英語、
プログラミング教育等々)
机上の空論と現場の実感の
どちらに真実があるのか。
若い先生たちが「こんな制度
を入れられたら教員を続けら
れない」と訴えています。



ぜひ、広げてください・・・ 労働相談・法律相談（無料）

■3月10日(火)午後7時～

※場所:原町2丁目22-12

「芋川ゆうき事務所」看板が目印です。

※弁護士が来ます。毎月第2火曜日

※事前連絡不要です。

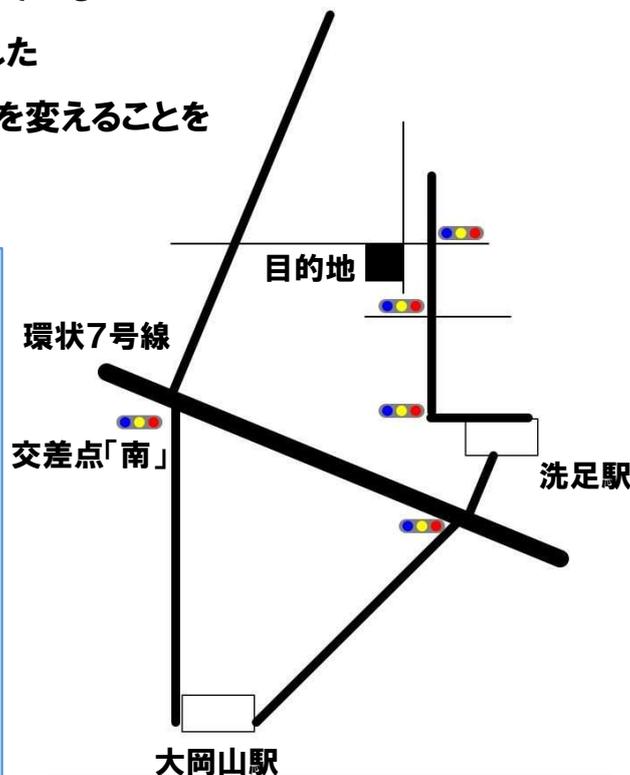
今までの相談例

- ・最低賃金以下で働いている
- ・有休をとるなと言われた
- ・親の介護のため仕事を変えることを検討している など



大岡山駅からは・・・

- 南交差点を渡り
- 初めの十字路を右折
- 「南保育園」を右に見てまっすぐ
- 「ファミリーマート」を過ぎて直ぐ



洗足駅からは・・・

- 改札を出て左折
- 最初の信号を右折 (道が狭いのでお気をつけてください)
- 3つ目の信号を左折
- 次の十字路です。大丈夫な方は裏道の方が安全です。

区議団無料法律相談

■3月19日(木)午後2:00 基本毎月第3木曜日

場所・目黒区役所5階共産党控室 直接控室にお越しください

要TEL:090-4206-2048(芋川)